

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月29日

広島市長 殿

提出者

住所 広島市中区八丁堀2番31号

氏名 株式会社鴻池組広島支店

執行役員支店長 東影 正博

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-228-1161

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社鴻池組広島支店
事業場の所在地	広島市中区八丁堀2番31号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業（D06）
②事業の規模	12,681百万円（令和4年12月完工高）
③従業員数	84人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
 計画：今年度（令和5年度）計画量

産業廃棄物の種類	単位：トン／年																				
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
燃え殻																					
汚泥	4953.5	4458.15										4953.5	4458.15	1479.5	1331.55	0	0	0	0	0	0
廃油																					
炭酸																					
炭アルカリ																					
炭プラスチック類	141.35	127.22										141.35	127.22	49.25	44.33	0	0	0	0	0	0
紙くず	17.22	15.5										17.22	15.5	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	523.39	471.05										523.39	471.05	281.6	253.44	0	0	0	0	0	0
繊維くず	12.08	10.87										12.08	10.87	12.08	10.87	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ																					
動物系固形不要物																					
ゴムくず																					
金属くず	14.69	13.22										14.69	13.22	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	122.8	110.52										122.8	110.52	93.49	84.14	0	0	0	0	0	0
紙さい																					
がれき類	4059.1	3653.19										4059.1	3653.19	2269	2042.1	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
建設混合廃棄物	69.59	62.63										69.59	62.63	0	0	0	0	0	0	0	0
石棉含有産業廃棄物	104.54	94.09										104.54	94.09	0	0	0	0	0	0	0	0
水銀使用製品	0.06	0.05										0.06	0.05	0.06	0.05	0	0	0	0	0	0
合計	10018.32	9016.49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10018.32	9016.49	4184.98	3766.48	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等)

別添 2 管理体制図のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none">・省梱包、無梱包の依頼・再利用可能な梱包材の使用依頼・工事事務所での加工を減らし、工場で加工させ端材の発生抑制をする・木製型枠の代わりにメタル型枠等を使用する・工法を検討し、極力産業廃棄物が発生しない工法の採用を施主に提案する
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>これまでの取り組みをさらに推進する</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	がれき類、金属くず、紙くず、繊維くず、石膏ボード、石綿含有建材等をボックスにより分別を実施している
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	上記に加え、廃プラスチック類等の分別を行うが、工事事務所の敷地により分別品目に制限が発生する場合もある

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	なし
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	なし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	なし
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>なし</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に基づき処理を委託している ・委託契約書締結前に店内で審査を実施している ・使用者の名簿を作成している
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に基づき処理を委託する ・委託契約書締結前に店内で審査を実施する ・処理業者の施策を行い、使用者名簿を見直す

別添 1 処理工程図

工事事務所毎に産業廃棄物処理委託契約書を収集運搬業者、産業廃棄物処理（中間・最終）業者と各々締結し、産業廃棄物の種類毎にマニフェストを発行し、処理を委託する。

委託した産業廃棄物は、中間処理施設を経て、リサイクル又は最終埋立処分が行われる。

中間処理施設と最終処分場との委託契約及びマニフェストの発票は、中間処理業者が行っている。

別添 2 管理体制図

